

リフォーム、リノベーション等の改修工事の施工管理についての注意点

リフォーム、リノベーション等の改修工事の施工管理を実務経験とする場合は、以下の点について注意してください。**適切に入力されていない場合は、実務経験になりません。**

1 実務経験の対象となる実務経験の期間、業務の内容について

一例として、改修工事において「内装仕上工事」を行った場合の実務経験の考え方は、以下のとおりとなります。**建築実務に該当しない又は建築実務に該当する期間外の場合は、実務経験になりません。**

①令和2年3月1日以降は、以下のとおり、実務経験になるものとならないものがあります。

○令和2年3月1日以降に実務経験になるもの

(建築物の改修に係るものであり、次のいずれかに該当するものに限る。)

- ・建築物の構造躯体まで露出させるもの
- ・仕上げ材の下地調整に関わるもの
- ・間仕切り壁の設置で、床・天井の下地の工事を実施するもの（据え置き型の間仕切り壁は除く。)

×実務にならないもの

- ・室内の床、壁、天井の仕上面のみの工事（ブラインド取付け、建具取付け等も含む。)
- ・単体の家電機器や水回り機器のみの設置、取替、補修工事
- ・住宅入居者又はテナント利用者退去時等に行なわれる損耗・経年劣化部位を現状復旧する仕上材のみの補修工事

②平成20年11月28日～令和2年2月29日は、**実務経験になりません。**

③平成20年11月27日以前は、実務経験となります。

2 建築工事の種別について

施工管理の専門工事の「内装仕上工事」等を選択してください。

リフォーム、リノベーション等の改修工事は、原則「建築一式工事」や「大工工事」に該当しません。

ただし、建築確認を伴う大規模な修繕・模様替[※]の場合は、建築一式工事や大工工事で行うことができます。

※大規模な修繕・模様替は、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上を、過半（1/2超）にわたり修繕・模様替えることです。

実務経歴書の入力画面の対象箇所

(1)

1 実務経験の対象となる期間
● ①令和2年3月以降 ○ ②平成20年12月～令和2年2月 ○ ③平成20年11月以前
※ チェックを解除

2 実務経験の対象となる業務
選択
ボタンを押すと業務の一覧が表示されます。

建築実務

3 実務経験の対象となる業務の内容について

リフォーム、リノベーション等の改修工事の具体的な内容（どの場所にどのような工事を行ったか）を必ず入力してください。「リフォーム工事を行った」のみの記入の場合は、どのような工事を行ったか判断できませんので、**実務経験になりません。**また、キッチンやトイレ、浴室等の入替、壁紙の張替え、手すりスロープの設置等に関する工事は該当しません。

実務経歴書の入力画面の対象箇所

物件情報

階数 階建

延べ面積 m² (数字を区切るためのカンマは入力できません。)

3 実務経験の対象となる業務の内容
(できるだけ具体的に)

※150